

を解雇せりき。此の如く顯榮の士に譲らざるの故を以て、屢次奇禍に罹らんとせるを、國老士倉氏と親交ありし爲、其の補救に依り幸にして事無きを得たり。保民は家に巨萬の富を積み、文學を好みて客を愛せしかば、當時名ある文人學客にして中國に遊歴せしものは、必ず保民の家を訪ひ、恰も文士俱樂部の觀あり、同時に十二三人の遊歴家を其家に留宿せしこと珍からず。仁科琴浦、白谷の父、同白谷、武本君立、同君美、小原梅坡、湯淺常山、近藤篤、萬代某等は絶へず其家に出入し、頼山陽も一時爰處に客寓し居たる事あり。仁科白谷の如きは最も保民の資助を受け居たるものゝ如く、白谷が保民に與へたる書簡の一節に左の如き文句あり。

僕幼好讀書、不治家事、不總事務、以故至於窮而不得食不得衣、足下憐而食焉衣焉、何其恩遇之厚也、若天非使僕遇足下、則將何

以得其生乎、何以成其學乎、昔晉王賑魏舒之匱乏、唐江總育歐陽詢之孤、嗟乎舒也詢也、不使其名湮滅者、豈非王江之所以垂恩之故乎、僕雖窮豈無感乎、唯俯躬益窮、徒爲負恩之人、請恕焉云々
 白谷有爲の材を懷きて時に用ゐられず、自ら山林の儒と稱し、輾轉不遇の間に其の一生を終りたるも、頼山陽等を視る恰も小兒の如かりしと云ふ、嘗て京師に在りし時、始めて山陽と某處に邂逅す、當時山陽の文名一代に籍々たり、之と相抗するもの無し、山陽座蒲團を敷きしまし、軽く白谷を一揖せるにぞ、白谷其の無禮を一喝し、山陽をして其の席を譲らしめたることあり。白谷又某旅亭の壁間に山陽の記文を掲げ居たるを見、歎息して曰く之れ將た文章と稱す可き歟と、急に朱筆を呼び縦横剛直殆んど完膚無きに至れることありきとぞ。其の著「芙蓉百律」「凌雲集」諸篇の如き、白谷の抱負と學

問とを併せ見るを得可く、殊に「登富嶽記」の一篇に到りては、驚心駭魄一奇絶文字と云ふも溢美に非ず、蓋し一代の奇傑たり。白谷をして前記の言を爲さしめたる保民の、尋常守銭奴ならざりしことも亦想像し難からず。宗忠の保民と莫逆の交を締し居たる所以も、單に謠曲の友として來往せるにては非ざりしなる可し。森氏には宗忠直筆の習字手本及び其書簡等數多存藏し居れり。保民は敬神の念に厚かりしより、浮圖者及び淫祠の類を惡むこと殆ど極端に達したり。白谷其の碑文中に記して曰く「嘗謂余曰、吾國芳公之所興、而了介之所治、治政文明、隣交四規、今也佛場基布、僧徒踐同、金碧之營不斷、念佛之聲不絶、令人長大息云々」保民の家素天台宗に屬し、檀頭として優遇され居たるを、保民其の家を襲ふに及び、僧侶の來るものあれば、或は肉食を強る或は之と辯論を

戦はし、百法其の還俗を迫り、還俗僧に對しては月く資を給して獨立の生業を獲せしめたり。備中撫川藩士にて篤田又兵衛と云へるも、始め最明寺の僧侶なりしを、保民の勸告に従ひ還俗の後、撫川藩に仕へ士班に列して、有數の人物とは爲れるなり。其の還俗は今尚ほ森氏と親族同様の交誼を持続し居れり。保民が奇行として今尚ほ口碑に残れるは嘗て香々登村にて一人の願禮が、熱心に路傍の石地像を禮拜し居たるを、豫ねての佛嫌ひさて、突然裳を掲げ、石地像の頭上より放尿せり、順禮は保民に向ひ勿體無きことを致さるゝものかなと咎めけるに、保民は何が勿體無きにやと反問せるを、順禮は從容として今一步を運び、田の中に放尿致されなば、麥の肥ともなりなんものと答たるに、流石の保民も一言無く、其の從武本若立に向ひ、保民一代の不覺なりきと物語りた

る由。又或る年讃州金刀毘羅宮に参拜し、社前に額つきながら、何卒神力を以て歸國の途、我が身は難船して溺死し、我が家は留主中に焼失し、家族は焚死せしめ給へかしと、大聲にて祈願しけるを、聞くも果然として狂者たる可しなご耳語き居たり。保民船に上らんとせるに衆皆な避けて乗らず、船夫異みて其の故を問ひ、終に保民の乗船を拒絶せしにぞ、保民は三日間滞在の後、漸く一隻の小船を買ひ切りて歸國せしことありき、此他金神の祟を恐るゝものゝ爲に、自ら金神除けの守札を書き與へ、稻荷社に奉納せる幟を奪い來りて幟鼻揮と爲し、手當次第淫祠を破壊し去るなど奇行妙からざりき。保民の養嗣常直（通稱丈八郎）は資性謹厚にして學に勵み、養父の後を承けて文士の交を絶たず、殊に宗忠を崇敬して公私共に其の指

示に托し、毎月一二回必ず宗忠を招聘して講席を設け、同地方の布教に従事せしめたり。常直の養嗣保行（通稱文左衛門）亦父の志を繼ぎ、邸内の土蔵を修築して黒住教々會所に充て、教師を雇ひて其の傳道に盡したり。保行の男を保定（通稱文吾）と云ひ保定の男を督太と云ふ、幼時予と同じく西嶺山翁に従遊せり、今夏岡山に於て邂逅舊を話す、相見ざること十餘年、聞く父君と共に黒住教機關雜誌「國の教」の編輯に従事せるも、收支相償はず私資を投すること數千金に上れりと、而も二十八年二月二十日其の第一號を發刊せし以來、拮据經營有らゆる困難を排除し、號を累ぬること百三十二、同教に關する遺文を訪求採録して、同教に貢獻する所尠からず、予の此稿を屬するに當りても、同雜誌の材料に由る所多かりしは、予の兩君に向つて感謝措く能はざる所なり。

高祖保民君より督太君に至る五世の間、同教と此の如きの關係を有し、一意同教の爲に盡瘁せる森氏一家の如き、蓋し今世に得易からざるの篤志家と謂ふ可し。之れ子の聊か保民君の事歴を叙し、督太君父子の事業に及ぼせし所以。

書簡中の教訓

備中長尾の素封家にて文學の同好たる小野節氏は、予が黒住宗忠の屬稿中、資料の一端にもやとて、宗忠書簡の寫一通を郵寄せられたり、其の一節に「小生義も日々世話敷面白く難有相暮申上候、しかし心配を仕る氣に相成候得ば、心遣ひやむ事無御座候と奉存候へ共、よき事は難有樂しみ、悪敷事有時は執行と奉存候得ば、何事も一切執行を漏るゝこと無御座候、其餘は萬事難有ばかり也、何事も皆天

命を樂む時はもつ體無くも天照大神様のはらなり」云々とあり。小野氏は末尾に其の所感を記し、書簡寫三冊中僅に其の一冊を通讀したるのみなれど、流石に一派の宗教を創開せし程の人の書簡なれば、往々玉屑金粉と見做す可きものあり、中に就て余は最も此篇に感ずる所あり、常に感ずる所あるのみならず、此篇中「小生義も日々世話敷面白く難有く相暮申上候」と云へる一語には大なる教訓を受け得たり、余や近來俗事に鞅掌して余が好める文學の道には日々相遠かりつゝあるを、常に歎息し居たりしも、宗忠の此一語に據り余が是迄身の多忙を歎せし事の謬なりしことを發明せり云々と謂へり。宗忠の日々世話敷面白く難有くと云へるは、所謂紳々として胸中閑日月あるものにて所詮修養の結果なり。此一語に教訓を得たるもの小野氏一人のみにあらず。

補記

瀧川睡鷗

河上忠品が睡鷗に就て軍學を學びたることは、忠品傳にも略記し置きたるが、其の後蒐集し得たる材料に據り、少しく之を補足す可し。睡鷗姓は伴、瀧川氏、諱は俊章、字は伯用、萬五郎と稱す、致仕して後睡鷗とは號しけるあり、秩祿三百石にて備藩の軍監たりき。瀧川一益の庶子にて萬五郎一武と云へるが、故ありて丹羽五郎左衛門に養はれ、後池田護國公（信輝）に仕へて數汗馬の功ありき。睡鷗は一武より六代目の後裔に當れり。人と爲り温厚和平藹然として長者の風あり、伊丹義喬に從遊して宇佐美流の軍學を極めたり。其の友とする所は池田家系譜の著者なる齋藤九庵、及び頼山陽の親交ありし小原梅坡等なりき。一日右等の諸士と相語りて曰く、時昇平に

屬し未だ甲冑を着して遠途を歩行せしこと無し、蓋ぞ月明に乗じ行軍を試みざるやと、岡某なるものゝ家に會して甲冑に身を固め、各長槍を横へて郊外の一寺院に抵らんとし、路にして一僧に出會しけり、僧睡鷗等の甲を貫き長槍を横へ居るを見て、驚愕措く所を知らず、寺門に走り入りて警鐘を亂撞せしにぞ、村人等以て火ありと爲し争ふて該寺に馳せ集りたるを、寺僧彼等に告ぐるに亂人あり、將に來り襲はんとすと聲言し、村を擧りて騷擾を極めたるより、終に中途にして空しく引返し來れることありきとぞ。治に居て亂を忘れざる睡鷗等の心掛けこそ頼もしけれ。忠品撰する所の稟銘に曰く、

睡鷗大人世推爲師、弱冠立志專力武儀、擊鼓聲鉦鳴螺建塵、甲冑戈戟鞍勒旌旗、繕除埃用是將帥釋、鈴箱之略吳說孫辭、惟宇佐美是式是資、桓々大人國之蒼龜、職稱軍監手握兵機、豈料一朝捐館

遐之、門人小子拜跪乎茲、回想聲咳無有休期、彷徨填側去復追隨、一陣松風雪片亂飛、碧海戰酣驚濤橫馳、銳卒滿野霞躍鐵衣、嗟乎大人偉蹟世知、欽慕無已爲樹斯碑、
雁鷗の事蹟に就ては予多くを知らざるも、萩原廣道より忠品に宛てたる書簡中、事の睡鷗に關するものあり曰く、

瀧川家の事承扱々感心仕候、併久三郎先生泉客と成られ候事、さてもく、あたらしきこと鬼哭と可申候(中略)扱瀧川先生の學は普通の軍學家と申ものとは餘ほど見識卓越にて、かの傳授法悞申候類とは見へ不申候、戰場の物語等に校訂して軍の狀態をも、能々究められ候事の様に承及、殊に先年一校仕候「陽湖叢錄」なども、粗其體は相見へ申候感心仕候、さてもく、可憐き事に御座候、何分軍學は理斗りにても用に立申まじく、古來むつかしき不用の

傳授などは取捨も有之候て、唯々軍情に證し軍物語に校したる、同じ島水練ながらも實用を深く考へなくてはと奉存候、但是も其學なくして空々たる論なれば猶いかに侍らん、たゞく物の序に衝口仕候斗に御座候、御一笑可被下候、
瀧川先生房州防備の論甚だ感服仕候、安房は白沙の海岸、殊外廣遠に候よし兼々承及申候、さるあらはなる所に千や二千の人數を屯して、海中を自在に乗候大船を打留候事は昔より無き兵術かと被存候、すべて今般異船の御手當方一步も海岸へ突出して、彼を船より上げ立じと致され候手段は何如ならんと危み申候、一步も敵を上たらば耻の様に可有之候へども、打負たらば大なる國辱なるべく候、彌以て戰候手當ならば全勝にして敵を塵にする手段なくては得ならぬことかと被存候(中略)海岸に出張候て前に乘

べき船も無く、小山を頼みて陣を張ながら、夫を橋に砲發す可き手段も無きなど、眼前見及候て軍のいの字も知らぬ人斗にやと長嘆致候事に御座候、是等は蠻夷の笑種に成候事にて、唯俗吏の耻斗には無之候、扱もく、笑止千萬に御座候、然るに流石は瀧川先生にて卓見實に奉感謝候所、其儀も竟には水泡と成候て、長夜の飲に泉客となられ候事、百款千悔かへらぬ事と實に不堪慨歎候、あゝ何事も皆椽の下の力持にて耳なし口なしの玉詠深く奉感謝候、瀧川先生過意の段面白く承申候、只假定の戯言の様に御座候へども、深意ありて面白く候、是につけても可惜人に御座候ひしを。此の數節は睡鷗の當時何如に識者間に推重され居たるかを想見せしむると共に、世人が一國文學者を以て目し居たる萩原廣道も、決して咕哩章句の人に非ずして、時務に通じ兵法に精に、活識活才を具

備し居たる天晴大丈夫なりしを想見す。此書簡は滔々數千言に涉り、江戸の震災より海岸防備のこと砲術のこと洋式訓練の批評、及び長崎奉行荒尾石見守の公用人に就て探聞せる外國軍艦入港の顛末等、巨細取交へ十一月、四、五兩日に涉り、細字にて認め辭意惻歎を極めたるものにて、廣道と忠品との密交をも併せ見るを得可きものなり。

作聖篇題跋

忠品が未だ宗忠の門に歸せざる以前、陽明學の見地よりして學問の目的を論じたるものにて、翻々たる一小冊子なれど、忠品が訓詁詞章を斥けて、人倫の上一日もなくて叶はぬ心身の行を勤む可きことを明にせる大文字なり、素と何の題目も無かりしを、子の師西徴

山翁假りに「作聖篇」と題名し、且つ之が序文をものされたり。

余嘗聞有河上先生者、我備之宿儒也、而未知其所以為宿儒矣、頃者其嗣子某、携先生所著作作聖說一卷來、請一言之辭、將以公于世、余披讀之、文辭平凡、固非有可駭可喜之論、其言人々之所能知也、於是余始知先生用力於實學矣、夫人可為堯舜、服堯之服、行堯之行、是堯而已、舜何人也、予何人也、堯舜與人同耳、人々作聖之說、豈其妄也哉、作聖之道何如、曰、孝弟而已矣、孝弟者人々之所能知也、人々之所能知、而人々之所以為凡、聖人之所以為聖者、惟在力行何如、則佐藤一齋、大鹽後素二氏之跋文、併書翰悉之矣、嗚呼先生宿儒之名、果不虛也。

忠品の此篇を述作せしは天保二年十一月なれば、宗忠に入門せしより九年後のことなり、同六年三月に至り佐藤一齋及び大鹽後素二氏

の跋文を求め居るを見れば、宗忠に入門せる後も猶陽明學者と相來往して、勉學勵行に資する所ありしものと思はる。一齋は卷末に跋して「精甫爰攜此卷求是正、坦一過愛其實學也、今世學者、率無不流於虛華、而精甫之志能如是、可謂難得矣、及其將歸國、書此返之」と云ひ、大鹽後素は天保乙未秋八月望の日附にて左の如き跋文を墨書し居れり。

明窓淨几、三復此河上君國字之文、其要以實踐為學論、而其言曰、非自王公至庶人、達道通行之學、則不可云々、是破的之論也、予常曰、自天子至庶人、達道通行、只在孝而已矣、其要則修身而已矣、如其工夫、無佗致人々所得乎天之良知而已矣、是乃古聖大學之教、而天地易簡之道也、故夫子以斯旨、嘗授諸曾子、曾子王佐才也、餘子更無與聞之者矣、宜哉世之儒者、疑至德要道、乃泛濫

于文字之末、而寡要矣、實以堪慨息、而今讀此文、豈非空谷足音哉、故書數字、以述鄙意之適相合云。

大塩後素と忠品との交誼に就ては、其の顛末を詳にすること能はざるも、其始は石黒南門を介して單に音信上の交際に留まり居たるも、後に至り江戸邸往復の途次必ず後素を大阪に訪ひ、學問上の論議をも圖はし居たるものゝ如し、惜むらくは後素と南門及び忠品との間に往復せる書簡散佚して、之等の關係を詳にすること能はざるを。左の一簡は其の文意に據り、忠品が未だ後素と面晤を遂げざりし以前のものなること明かなれど、其の交情は決して尋常一様の泛交に非ざりしを想像し得べく、後素が瑰奇卓犖の才を懷きて志を當世に得ざる未見の知己忠品に對する同情の、何如に温かなりしやをも併せ知るを得可し。

貴書拜讀仕候、即辰向寒の節御座候處、彌御安健被成御起居奉恭賀候、如仰未得拜顔候得共、先頃は盛著御垂示、拙殿相續差上候處、御叮嚀被仰下奉恐縮候、尙又御贈文并其師家被爲贈候御文共御探示三復仕候、當年は閑谷より有故直に歸帆仕候に付、不得貴顔候之段遺憾不尠候、何卒來年は三四月頃、石黒君相訪申度、其節緩々拜晤積話可申盡候、貴君御親歴の次第も一々承知仕、易曰困德之辨也、困窮而通、困以寡怨、是九卦中之一、而文王之御德也、非困則君子小人之辨不分曉、其辨分曉、則其道通享、道通享則誰怨、貴君之御志操乍憚於困彰々然、何卒拜謁道之御物語承度、來年を相樂罷在候、此節筆記仕候一説、以別偕入御覽候、御一笑可被下候、吳々御垂示之段、千萬辱仕合御座候、時下雪寒御自玉專一に奉祈候、先は御答御禮迄如此御座候、恐惶謹言。

十一月十三日

大塩平八郎

(後素花押)

河上市之丞様

梧下

此書簡には日附無きも恐くは天保二年十一月なる可し、先頃は盛著御垂示拙跋相綴差上候云々とあるは、前記「作樂篇」のことを指したるものと思はる。忠品が宗忠の門に歸したる後も佐藤一齋、大塩中齋の徒と交遊し、餘姚の學を擲棄せざりし一事は、忠品が學業、道徳と甚なからざる關係ありしなる可く、吾人は此點よりしても陽明學と黒住教との間に、何等かの關係を抽出し得可きには非ずやとの希望を懷き居れり。

忠品の門人

(牧野柁翁と伊東有涯)

忠品の門人として紹介す可きもの、曰く伊東有涯、曰く牧野權六郎是也。權六郎名は成憲、字は子欽、柁軒と號す、薙髮の後更に柁翁と改む、池田家の臣薄田長兵衛の第三子にして幼字を孝三郎と呼びき、天保元年同藩牧野權六郎の養子となり、弘化二年家督を相續し、知行五百石を襲ふ。嘉永六年米使浦賀に來り天下漸く騷然たり、柁翁江戸及び京阪間に奔走して、勤王討幕の説を唱へ、藩論をして其歸嚮を誤らしめざるを得たり。文久三年四月十一日先帝石清水に行幸、醜夷退攘の御祈願あらせらるゝや、柁翁藩主茂政に扈從して警護の任に膺れり、其の郷國に在るや藩の軍政に參畫して、小串、

下津井の兩港に砲臺を築き、塩飽七嶋を巡視して兵備を講じ、専ら武備の充實に努めたり、先輩としては河上忠品、石黒南門等意氣の投合せるもの、柁翁の推挙に依り漸次藩政に参畫せし後進者中に在りては、森下景端、成田元美、江見陽之進、青地藤兵衛、花房端連、新庄厚信、津田弘道、村上長毅、日置健太郎等其の稍傑出せるものなり、柁翁又田口江村の人と爲りに服し、備前藩に筮仕せしめんの意あり、自ら斡旋の勞に當りたるも故ありて果さず、依つて西穀一、日置健太郎、杉山岩三郎、青木乘太郎、橋本新五郎、伊藤興一、池田博愛、池田監物、河上市藏、大原某等をして江村に従遊せしめたり。慶應三年七月將軍慶喜公各藩の代表者を二條城に會し、大政奉還に就ての下問ありし時、薩州の小松帶刀、土州の後藤象二郎、藝州の辻將曹、宇和島の都築庄藏等と共に、大政奉還の已む可からざ

るを献策し、明治維新の一轉機を促成せしは、柁翁の生涯に於て最も精彩あり最も氣魄ある、一場の活劇として見る可きもの也。藩主茂政は慶喜將軍と兄弟の間柄なりしを以て、維新の際に於ける備前藩の去就が動もすれば勤王派の嫌疑を受け易きと共に、柁翁の此間に處する苦心の容易ならざりしことも亦察す可きなり。幸に西郷隆盛の如きありて柁翁を信すること甚だ厚く、常に人に語りて云へるやう、備前藩主は幕府と骨肉の縁あり、逡巡遲疑其の去就を決せざる如くなれど、俊傑牧野權六郎の在るあり、以て意と爲すに足すと。其の後天下の實權結紳家と薩長二藩に歸し、討幕の議を決せらるるや、柁翁は藩主茂政を退隱せしめ、支封池田信濃守政詮を以て之に代へ、公然朝廷を補翊して討幕の旗幟を明にせしめんとし、病に託して表面其の職を辭し、暗に後進を使喚して反問苦肉の謀を運らし

たり。柘翁の最も其の意を勞し肝膽を碎きたるは、蓋し此間の畫策經營なりしを疑はず。柘翁後軍事顧問、陸軍副權、岡山藩參政、刑部主事上席等の諸官に歴任し。明治二年六月二十八日病を以て東中山下の自邸に歿し、瓦町景福寺に葬りぬ、時に年五十一。明治三十一年七月四日朝廷其の功を追録し、特旨を以て從四位を贈られ、八月十四日盛んなる告祭式を國清寺に執行せり。是れ柘翁が藩國と朝廷とに盡したる公生涯の一斑なり。其の柘翁と號したるは退隱後書齋の周圍に「ヒヨク」(柘)の木を透植し、書史を雜陳せる四疊半の一室に吟哦し居たるが爲なりと。其の訪客に接するや毫も城府を設けず、何如なる政務煩劇の際と雖も未だ嘗て訪客を謝絶せしこと無く、雙手を伸べ大欠伸をなし。恰も無聊に堪わざるものゝ如く、依りて以て訪客の談論を盡さしめたり。寸暇あれば直に筆を執りて述作に

從事せり、「池田家履歷」二十八卷は備藩文學齋藤九畹の編述する所、石黒南門次いで同續集前編八卷を撰し、同後編五卷は政務に鞅掌せるの餘力、牧野柘翁の編述に係るものなり。其他「京師雜記」「戊午雜錄」「集草」等數十冊ありしも、諸方に散佚して今日其の家に存するものは纔に十の一に過ぎず。此等は維新史料として最も尊重可きものなるを惜む可きこと共なり。政治上に於ける功績の大なりしととも、文筆の人としても亦地方文献に貢獻する所多かりしは、予の最も柘翁を欽慕し措く能はざる所以なり。其の卓落不羈權貴に屈せず、強を挫き弱を援け、知つて謂はざる無く、信じて斷行せざる無き柘翁の性癖は、今尙幾多の佳話と美談とを口碑に傳へ居れり。二條城の大廣間に各藩の名士衣襟を正ふして、瀧なす汗を拭ひも敢へず、小田原評議に空しく時間を費やすを齒痒しとてや、柘翁は獨

り起つて隣室に入り、社袴を脱して席上に横臥し、霹靂雷の如く、復國家浮沈の大評議を興り知らざるものゝ如かりしは、列席の各藩士をして其の剛膽に舌を捲かしめ、備前藩に牧野権六郎なるものあるを周知せしめたりと云ふ。柘翁又常に後進子弟の膽力に乏しきを憂へ「膽に毛を生せよ」と罵り居たりとぞ。柘翁は頗る大酒家にて、日々酒を被りては狂歌亂舞。門前の納涼臺に知人を捉へて、聲高に「おしゆん傳兵衛猿廻し」を語りしことあり。芳原の妓樓に遊びては蚊帳の中に赤裸裸となり、敵妓に墨を磨らせ乍ら「傾城虎の巻」の序文を書きしことあり。席上に大鯉を躍らして人を驚かしたることあり。社袴のまゝ風呂桶に飛込みたることあり。權家の別荘落成式に招かれ、主人と相抱きて泉水に轉轍げ込みしことあり。小兒を相手に隙子に影繪を幻出して、たわい無く笑ひ興じたることあり。

時としては泥酔の餘行倒者として取扱はれたることあり。柘翁の半面には殆んど狂人として見る可き程の奇言奇行多く、其の生涯は決して平々凡々たるものにては非ざりしなり。柘翁の贅を執りて教を河上忠品に請ふや、下の如き手簡を忠品に與へたり、

舌代

私義兼々有用の學をなし有用の人と成申度心底に御座候處、未其師を得不中、然る處先達てより先生の御講筵に侍る事を得、粗其學の有用を承知仕候處、此頃御著述の御書物拜見仕、始て先生の深き思召の程承知仕、何卒師事仕度心底に御座候、不願愚蒙憚入候得共、御教示被成遣候はゞ謹で御教を奉じ、永く有用の人と成申度奉存候、右に付恥入候義に御座候得とも、心底の汚濁を出し

補記
左に書記し申候、御教導の程通に奉希度候頓首再拜、

季夏日

牧野成憲

一人の爲に養れて子と成るもの、其養父母に仕る事實父母に仕るに異ならざる事に御座候哉、骨肉の親は天性の義自然と意の相分事多く、骨肉ならざれば氣質大に異なる故意の同じからざることまゝあり、其同じからざるを枉て同ふせんとすれば諛に似たり、何如心得可申哉、すべて養實に仕ふる道輕重差別御座候事にや、

一たごへば實父は常に學を勉ん事を勧め、子の心も又其志あり、しかるに養父の強て務ることは却て不悅、尤其志當時の學弊に落入る事を恐るゝより出候義なり、しかれども實父母の教を奉ずれば養父の志に背く、よし其志に背くとも善事ならばなして

害なき事に候や、

一父の好事母不悅、母の好事父不悅、如何、

一聲色の耳目に害ある事甚し、耳目の欲を絶つ事如何可仕候哉、

一氣根の弱き記憶の薄き、生質によるといへども、又學で強健に至らるゝ事に御座候や、

一日用の上簡易にして終身行ふ可き心得は如何哉、

忠品が返簡左の如し、

先達ては態々弊慮御訊問被成下、忝奉存候、其節數條の御割記御携、卑見も御座候はゞ御聴取被成度段、縷々御認被成復讀熟看仕候、御志操の程格表に現れ深く感心仕候、僕義淺陋此盛問に對し不耐汗顔候、乍去辭避一語の御對にも不及候ては、御篤志に背き却て非禮の様に相考候に付、淺陋を忘れ一二の愚見を書しるし、

補記

盛間に應じ不遜の罪輕からざる様奉存候、御一覽の上早々祝融に御附し可被下候

紀品謹識

たとへば實父母の方には學業の務を勸め玉ひ、養の方にはしるて此の勸めを好み玉はず、其事齟齬するに似たり、しかし其尊意を尋ねれば何れも限り無き父母の仁心に出るものなれば、詞兄の御上にては世に難有御事により、却て學問は忠孝の二字を學ぶ爲に御座候へば、御養父母の尊意に従はれ候事、孝の道を盡され候第一に候間、御實方の御思召には暫く従はず候とも有なん、御養方への御孝行御とられ候へば、即ち御實方御勸なる所の學業の成就するものなれば、御實方の御本意に相叶候事なり（以下缺文）
流石は實用の學に志したるものゝ質問なり、尋常人に在りては縦ひ此等の疑問あるも、恐らくは深く胸臆に秘めて之れを口外に出すの

勇氣無からん、此の一事に徴するも柘翁の學に努め行に勵みしことの、決して尋常ならざりしを知るに足る可く、又以て忠品に師事せし熱心の程を想像す可し、惜むらくは忠品返簡の大半缺文となりて、其の蘊善を窺ふ能はざることなを。

柘翁の性行、事業に就ては、特筆す可きこと甚からざるも、爰處には單に梗概を紹介せるのみ、其の詳傳に至りては他日稿を改めて、再び之れを記述す可し。

伊東有涯、通稱佐兵衛、食祿三百石にして後學校奉行たり。柘翁と共に日々忠品の宅に來り、或は講書を聞き或は政治を談ず、兩氏の家僕は鎗を門前の壁に立て掛け、終日待ち疲れて欠伸のみ爲し居たりと。有涯池田氏の重臣を以て君命を奉じ、京に在りて諸藩士の間に周旋し、勤王愛國の士と往來す、藤本鐵石とは殊に別怨の間柄に

て交通頻りなりしかば、幕府の注目する所となりたるを、當時忠品が妾腹の弟にて有涯を主とし事へ居たる萬右衛門と云へるものあり、主人の身上に異變あらんことを慮り、暫らくたりとも其の傍を離れず、徹宵次の間に跪座して警戒を加へたること珍しからざりきとなり、幕府よりは松山幾之介と呼べる偵吏を備前に放ち、逐一藩情を密報せしめ居たるが、偵吏の用務を果して將に歸京せんとするや、萬右衛門等主唱となり、同志數人と謀し合せ、偵吏を捕へて城東の山中に斬首し、罪状を記して其の首級を曝したり。萬右衛門は此事に坐して一旦獄に投せられしも、維新後朝に徵されて彈正臺に奉仕せりき。有涯は温乎たる君子人なりしかど、愛國の心燃ゆるが如く、萬右衛門等と内外呼應して、國事に盡瘁せしこと多年なり。維新後は吾事了せりとて老を田園に養ひ、朝夕花を栽む園に漉ぎ、世事と

相關せざるものゝ如く、依りて以て其の天命を終へにき。花翁と有涯とは忠品の門下中互に心腹を披きて、其の交情の密なる眞に管飽も管ならざりしなり、二人の忠品に來り見ゆるや、談論疊々として盡くる所を知らず、飯時となるも平氣なり、多川の時と雖も更に斟酌する所無かりしかば、忠品の家人等は「牧野さんが來なすつた」「伊東さんが來なすつた」とて甚だ不評判なりしとぞ。花翁は直接宗忠に入門せざりしも、忠品に師事せしこと彼の如く、忠品の彼を見ること又此の如く厚かりしより察するに、彼が精神的修養は間接に黒住教に負ふ所尠からざりしを信す。

畫家五峯

備前邑久郡の生れなれど其の傳を詳にせず、宗忠の教に歸依せし後

其の巡教に追隨して、講席ある毎に宗忠の肖像を寫生せるより、其の筆に成りしもの幾百幅なりしやを知らず、就中最も眞に逼れりと稱せらるゝものは、黒住家の什寶として同家に珍藏せらる、予は昨夏展覧の序を以て、之れを寫眞に複寫せしめたり、朝日新聞紙上に掲載せしもの即ち是れ、美術畫としては決して最上乘のものにはあらざるも、其の十餘年間宗忠に親炙し、敬慕の餘畢生の心力を注ぎて之を摸寫せしものなれば、尺幅の間に遺憾なく玉の如き宗忠の温容を躍出せしめ、視るものをして覺へず襟を正して之に對せしめんとす。故老の口碑にも數多ある肖像の中、其の眞に逼れるものは五峰の筆に成りしものなりとあり。

岩下方平

黒住教が明治二十四年以後本府總理、大信徒、大輔教として故岩下子爵を迎へたるは、本教々基の確立に資する所多かりしを信ず。方平は通稱左次衛門、文政十年三月を以て生る、世々鹿島藩士たり、父道明早世せるを以て、祖父道格の後を襲ひ、食祿百七拾八石を領したり。夙に勤王の大義を唱へて當時の諸豪傑と交遊し國事に奔走す。生麥の變起るに及び、薩藩の事故に依り累を天下に及ぼさんことを慮れ、藩主嶋津久光の命を帯び、重野安經と共に横濱に至り、英國代理公使と折衝三日に涉り、洋銀三萬兩を興へて其の局を結ぶを得たり。慶應元年歐洲に航し同三年歸朝、幾も無くして參與に任せられ、明治元年五月大阪府判事に、同三年正月京都府權知事に、同十一年五月元老院議員に任ず、同二十年五月特旨を以て華族に列せられ、勳功に依り子爵を授けらる、二十三年錦雞間祇候を命せら

補記

れ、後府香間祇候となり、三十三年八月二十四日病を以て家に歿す、享年七十有四、從二位勳一等に昇叙せらる。其の地方官たるや、苞直を贈る者あるも必ずしも之を面斥せず、然かも是を是とし非を非とし、世人其の大公に服す。元老院議官たるや三平を以て稱せらる。明治二十七年臨時議會を廣島に開き、軍事費壹億五千萬圓を即決せり、當時方平古稀に近きの老齡を以て、中風症に罹り、起居自由ならざりしかども、病を勉めて廣島に赴き、守衛に扶けられて決議の數に加はりたるが如き、其の國事を憂ふるの何如に親切なりしかを想見す可し。有栖川宮邸に黒住教講席を設け、煥仁親王殿下より黒住家に御太刀を下賜せられしなど、之れ皆方平子の幹旋に依れるなり。

山野定泰

赤木忠春と共に神號官許の運動に努め、後因伯地方の布教に功勞ありたる山野定泰は、文政七年十二月二十八日を以て、美作國大庭郡久世村に生れ、幼名を清作と云ひ、中頃にして陸奥と改め、晩年定泰とは改稱せり、生建神社の祠官たりしより、幼年の頃より敬神の念に篤かりしが、其の神文を捧げて本教に投歸せしは嘉永三年正月なり、教祖宗忠其の翌月を以て逝去し、直接に教を聞くの機會無かりしかば、高弟時尾宗道に就て教義を學びたり。京に在る時捕吏突如として其の旅宿に闖入し、忠泰以下同行者數輩を縛す、定泰偶外より歸り大聲捕吏を叱咤し其の縛を解かしめ、官廳に至りて陳辯最も勉め、毫も屈するの色無し、官廳又其の他意無きを察して之を放

補記

還せり。其後定泰は匹夫にして緇紳家に入し、且黒住教に歸依して民庶を蠱惑すてふ罪名の下に、津山藩の獄に投せられ、關所追放を宣告せられたるも、村民の救護に依り、八年間の自宅謹慎に減刑せられたり。津山藩が宗忠自誓の神號を集めて之を燒棄し、同教徒を逮捕して、有らゆる迫害と妨碍とを加へしは此時のことなり。定泰は一時身を備前上道郡南方村の民家に寄せ居たるが、八年の期満つるや再び蹶起して四方に周遊し、本教の弘布に其の全力を傾注せりき。明治九年本教が別派獨立の許可を得し際の如き、宗篤管長を輔佐し大に盡す所ありたり。明治二十八年十一月二十九日歿す、享年七十二。

船木甚市

文化十三年八月二十六日伯州倉吉の一商家に生る。中年肺を病み醫治の効無きを患ひ、安政二年始めて黒住教に歸依し、赤木忠春に就て教義を聞き、熱心なる信徒の一人となれり。神號許可の請願、神樂岡宗忠神社の建築、別派獨立の請願等、皆興りて功績あり。就中宗忠の書翰の散佚を慮り、備作の間に人を派し、傍搜周索、代價の何如を問はず、數百通の眞蹟を購ひて、之を家に製藏せるの一事は、本教中稀に觀る所の篤志家なり。

櫻井正家

弘化三年五月二十一日を以て備中宮内に生る。父を喜問太と云ひ母を照子と呼ぶ、宗忠の第三女なり。正家外孫たるの故を以て、幼時祖父の家に撫育さる、其の京に在るや、神樂岡宗忠神社の神主を命

せられ、慶應二年七月從五位下に叙し若狭守に任せらる、維新前後
物情洶々たる間に處して、熱心京中の布教に従事し、以て明治十年
の頃に至れり。爾後各地に巡教し、二十四年副總理となり、奮つて
大改革の任に膺り、本教の爲に貢獻する所頗る大なりき。

七個條附歌

昨夏宗子管長を中野村に訪ひ、客廳に請せられたる時、先づ余の眼
に入りしものは一双の金屏風に、

たてそめし志たに攪ますは

龍のあざとの玉もとらまし

てふ一首の和歌を揮洒せる大國隆正翁の筆跡なりき、墨氣渾厚筆力
又矯として龍躍り虎嘯くの概あり、管長更に翁が七個條附歌なるも

のを展観せしめらる、先づ其の端書を読みもてゆくに曰く「黒すみ
宗忠翁つねにその門人にをしへて、しめしたることこのころを、そ
のうまこにて隆正につきて、一新神道のまことのむねをしらんと、
ものまなふ宗篤によりてあたふるは、明治の徴士明治三年七十九翁
隆正」とありさて

○ すめらきのたかはぬくに、天地を つらぬくみちはありさしらなむ

○ 人事をいかりつわれなやましめつ 中をさり得ぬものうおほかる

○ ほつねより人を見下すさりぬ されさも人にしかすう有ける

○ かへり見す人のあしきに習ふころ、ならふころのきらひ物なれ

病むときはやめて養ふ家のわき やまぬにやめる人うわやしき

入ると云ふ名のみなたてう誠てふ こゝろのまさをばつさゝらなむ

ちりを厭てのこるは積る積の實を 塵にまかへてすてしころ思ふ

ねめばねみいかればいかる人こころ 姿に見ねてかくれさりけり

うのままにうつるひやすき人心 みかきてかけなごさめざらなむ

平凡なる和歌なれど國學の大家たる隆正と、黒住教との關係を示さん料にもとて。

隆正は寛政四年十一月江戸櫻田津和野藩邸に生れ、年甫めて九歳感

を伊呂波歌に發し、平田篤胤、村田春間等に就て皇典及び國語を學び、業就りて國學を京攝の間に唱へ、又小野、姫路、福山、廣島諸藩の聘に應じて本學（隆正は國學を改めて本學と稱へき）を講じたり。其の黒住家の延請に應じ教法完成の議に預りたるは、神祇事務局權判事を辭任せる翌年、即ち明治二年のことなり。前記屏風の歌は隆正が立志の歌として最も人口に膾炙せるものなり。著はす所、「神典究理說」「神代考異傳」「同講義」「同幽契談」「神書要領」「八神傳」「幽渾備考」「本教神理說」「本學學要」「理學直言」其の他擧げて數ふ可からず。明治四年八月十七日年八十にして歿し、赤坂靈南坂陽泉寺に葬る。

神徳頌

補記
 宗忠の徳を頌して之を詩歌に上せたるもの、并て春川の筆に成れる
 黒住先師の傳の意義を詠る長歌「あり嗣子市藏翁今又五古一篇を
 賦し、題して「神徳頌」と云ふ。崇重典麗宗忠の徳業を頌し得て餘
 蘊無きもの、籍りて以て補記に殿す。

帝將靈秀氣	鍾之亞洲東	而後勅諸冊	瓊戈宰化工
二尊奉神意	飄遙降大空	橋上投天戈	畫來海冥濛
鋒垂所凝結	莽莽草原豐	化爲瑞穗國	百穀穰鬱葱
赫赫日神徳	照徹六合中	萬類被靈曜	嘘吸生動同
嗚呼靈秀地	嗚呼日徳崇	頽俗非一日	舉世夢々々
馴致自戰國	霸廷總元戎	侯伯尙武斷	上下分商農
政略鋤豪雋	雄隙及英雄	邑犬吠所怪	誹駿互相攻
翔翔鷗與鷗	充塞蒿與蓬	誰解懋心徳	唯兢治塵容

滔滔三百載	王道久朦朧	猷々異端教	巧攬人心籠
天道忽循還	王政爰興隆	天機忽一發	否運塞而通
上天監下民	憫徳長忡忡	誰克代彼蒼	至誠啓斯蒙
太陽之所出	萬國之所宗	瑞洲之中區	秀氣之所鍾
國風備前州	水滸而山濃	俯臨兒島灣	仰對鯉山峯
水涵碧洋洋	山繞翠重重	神聖茲發祥	所夢是熊熊
呱呱降誕日	一陽來復逢	至孝出天性	正直明而聰
事神致誠敬	立志從幼沖	脩養常屹々	歲月獨恪恭
揚名顯父母	救世蒼蒼穹	謙從心靈命	知惡不行躬
反求事切磋	慎獨盛徳充	草鎮茅廬露	秋冷單衣風
所至多白眼	經來悉途窮	許負知神聖	釋策仰華嵩
一朝失所持	叫號淚珠紅	縞素朝望雲	寢苦夜撻胸

補記

二豎乘其虛	跳梁逞弊術	性命真一髮	奄奄漸彌縫
扁倉擲七歎	草根難爲翁	父老擁枕泣	嗚呼誰適從
維歲號文化	十有一年冬	從容自決死	訣辭日曠々
至誠感上玄	大孝泣碧翁	圓靈直來格	心胸忽玲瓏
豁然生活氣	神風掃萬凶	枯楊回春時	積雪向陽融
推誠及黎元	講道憫疲癯	一真溢乾坤	吞吐發長虹
直奉太神詔	說來孝與忠	其聲自天起	其響如洪鐘
說空則非虛	摸跡難追蹤	在前則在後	變化是猶龍
三十七星霜	軀老心是童	克治心身病	去邪又驅兇
兇漢棄刃走	賊者忽擲筇	生枯喜再造	聽教醉醇醞
風偃及遠邇	來蘇化頑叟	濟濟門下士	仰鑽互磨礪
各從其氣稟	悟入琢機錄	塊圯大鈞力	震蕩鬱鋒鏘

堂堂四高弟	受授自恢洪	築得萬里城	巍峩各列壙
譬之有源水	或爲洋洋江	或爲澎湃濤	或爲奔激瀧
流暢普四方	湖勢海外通	爾來群弟子	造詣水溶溶
令德達至尊	詔下九重宮	千載爲師表	萬秋無始終
把握造化柄	活來千萬邦	傳將養心訣	永使毒龍降
溫溫思盛德	巍巍仰天功	感激欽餘澤	作頌表葵衷

黑住宗忠傳(終)

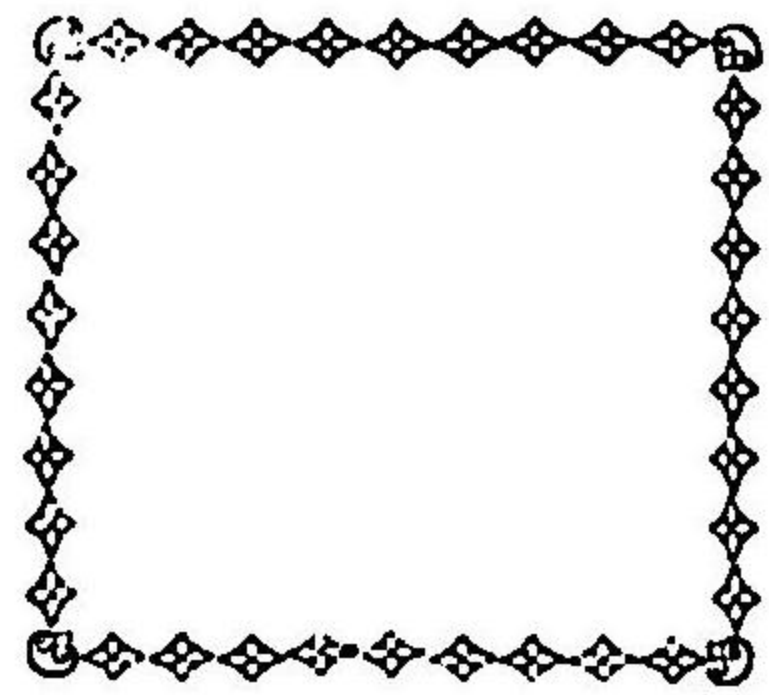
跋

教祖の書翰中にいへる事あり曰く「道も何とやら開口にも相成可申やと奉存候去る人書物にいたし世上にひろめたきよし此節其きざし出申候しかし大分大氣なる事にて出来仕候へば宜敷御座候が是も天命次第と奉存候猶小子少も望は無御座候皆天命に打任居申候」文中道とあるは人に成るの道即神に成るの道なり拙生彼れの研究に従事して恐懼に堪ぬざるものあり常に此書翰を以て箴と爲す按するに文政六年始めて「至誠講義」の出版ありしより

爾來八十五年を閲せしも學問的研究の起りしこと甚だ蹊し今放浪牧君陽明學の見地よりして研究に従事し稿成りて跋文を徴せらる即ち誌すに座右の銘を以てし斯道の研究踵を接して起り來らんことを希ふ明治四十年一月十五日黒住宗武謹んで識す。

明治四十年三月一日印刷
明治四十年三月五日發行

(正價金六拾錢)



版權所有

著者 牧 卷 次 郎
大阪市北區松ヶ枝町二百十一番邸

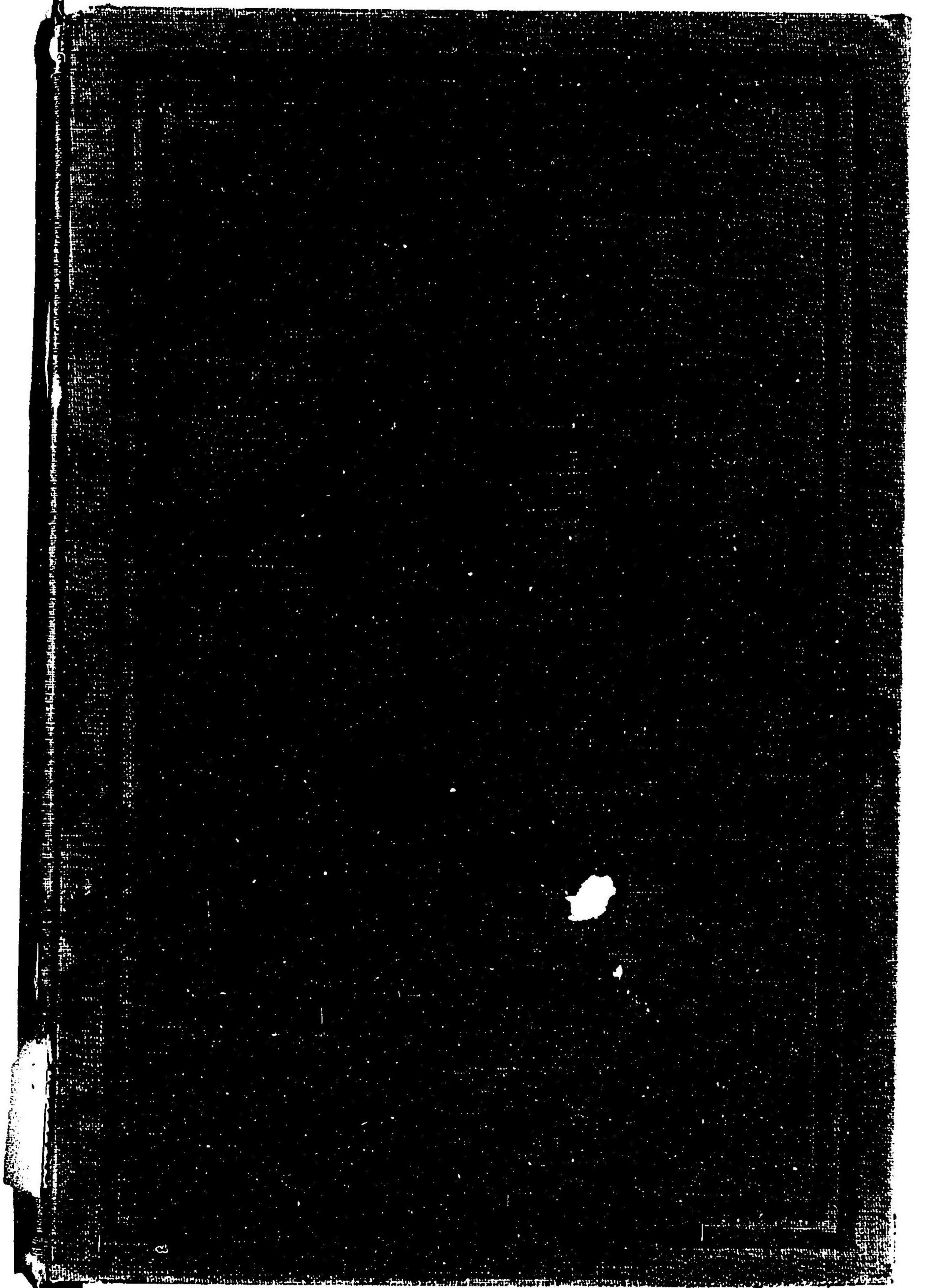
發行者 多 羅 尾 光 利
大阪市北區上福島一丁目五百四十二番屋敷

發行者 能 勢 健 治
大阪市北區上福島一丁目千九百九番屋敷

印刷者 阪 田 吉 太 郎
大阪市南區安堂寺町二丁目三十一番地

發行所 黒住宗忠傳發行所
大阪市北區上福島一丁目梅田橋北詰

170
172



40
842

013971-000-8

40-842

黒住宗忠伝

牧 放浪(巻次郎) / 著

M40

ABB-0218



